## (9) 公印の作製、使用等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
議会事務局総務課	大阪府議会では、昭和47年から「大阪府議会議員証」を改選期ごとに作成し、議員に交付している。 平成27年4月30日付けの第18期議員に交付した同議員証は、「大阪府議会公印規程」では方27ミリメートルの議長の印しかないにもかかわらず、同規程に規定されていない寸法(方15ミリメートル)の大阪府議会議長印が印刷されたものとなっていた。また、同規程には印影印刷ができる旨の規定もなく、取扱いに関する基準もなかった。	要であれば、大阪府議会公印規程に規定するべきであり、また、公印の印影印刷について規定を定める	議長の縮小印」を新調するとともに、大阪府議会公 印規程の一部を改正し、府議会に置く公印に「議長 の縮小印」を追加及び公印の印影印刷に関する規定
	大阪府議会公印規程 (趣旨) 第1条 この規程は、大阪府議会において使用する公印の作 製、管守及び使用に関し必要な条項を定めるものとする。 (公印の名称、寸法等)		
	第2条 次の表のとおり、公印を置く。   名称 寸法 (ミリメートル)   議会の印 方45   議長の印 方27   副議長の印 方27		
	事務局の印方35事務局長の印方23課(室)の印方30課(室)長の印方21		
	** (参考) 大阪府公印規程第13条で公印の印影の印刷等が規定されて おり、別途、承認基準において詳細が定められている。また、 留意点についても示されている。		

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月14日から同年7月14日まで)